

## 《確定申告に必要なものの一例》

- 印鑑  
(納税となる方は、預金通帳登録印)
- 申告書  
(お手元がない方は申告会場のものをご利用ください)
- 源泉徴収票原本【コピー不可】  
(給与所得者・公的年金受給者)
- 収支内訳書  
(営業所得・農業所得・不動産所得のあった方)
- 売買契約書および譲渡にかかる必要経費の領収書  
(土地建物の譲渡による所得があった方)
- 国民年金保険料控除証明書、生命保険など各種保険料控除証明書、障害者手帳など  
(各種控除を受ける方)
- 還付金振込金融機関(本人名義)の口座番号などがわかるもの(還付を受ける方)
- 本人確認書類  
(マイナンバーカードまたは番号確認書類十身元確認書類※)
- 番号確認書類Ⅱ個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票記載事項証明書のうちいずれか一つ
- 身元確認書類Ⅱ運転免許証、旅券、身体障害者手帳、年金手帳、公的医療保険の被保険者証など
- 代理の方が申告する場合は、代理人の身元確認書類および(別世帯の方は)委任状など代理権確認書類も必要です。

## 税理士による無料税務相談所を開設します

- 開設期間  
2月18日(月)～2月28日(木)※土日除く
- 開設時間  
午前9時30分～正午／午後1時～4時
- 対象者  
前年分の所得金額が3百万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成28年分の課税売上高が3千万円以下の方、給与所得者および年金受給者の方。(ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする方は除く)

### ○会場

- アピセ・関  
(関市平和通7-5-1)
- 美濃加茂市文化会館  
(美濃加茂市島町2-5-27)
- ※原則、収支内訳書などの作成相談を行います。
- 郡上市八幡防災センター  
(郡上市八幡町島谷228)
- ※確定申告書の作成相談を行います。

## 《ご注意いただきたいこと》

- 医療費控除を申請される方は、「医療費控除の明細書」の事前作成が必要となります。  
(様式は、役場町民課住民税係および各出張所に備えています。)
- 平成30年中は無収入でも、平成31年度に所得証明などが必要と思われる方や、町営住宅に入居されている18歳以上の方などは、必ず住民税(町民税・県民税)の申告を行ってください。
- 確定申告の必要がない場合でも、住民税(町民税・県民税)の申告をすることで、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料などが軽減される場合があります。
- 国外居住親族にかかる各種控除を受ける場合には、親族関係書類および送金関係書類の添付または提示が必要となります。

## 《お問い合わせ先》

- 関税務署  
☎ 0575-222233 ※自動音声案内
- ・ 所得税、消費税などの確定申告および贈与税などの申告に関するご相談は「0」を、国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」をお選びください。  
(平成31年3月15日(金)までご利用できます)
- 八百津町役場 町民課 住民税係  
☎ 432111(内線2117・2118)

